

令和6年度事業計画書

公益社団法人 日本小児科学会

[目的]

小児科学に関する研究の推進および小児科医の育成を通じて、小児医療全般の進歩、発展をはかるとともに、会員相互の交流を促進し、子どもの健康・人権・福祉を守り向上させることを目的とする。

[事業]

上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児医学・医療の研究および振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師の教育および専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 小児医学・医療の社会への普及啓発および還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業

[個別の事業]

1. 学術集会

第127回日本小児科学会学術集会を令和6年4月19日（金）から21日（日）まで「Bright futuresto your birth!」をテーマに福岡市（ヒルトン福岡シーフォーク ほか）において、九州大学大学院医学研究院成長発達医学分野大賀正一会頭主宰により開催する。

2. 機関誌

日本小児科学会雑誌、Pediatrics International を発行する。

3. 小児科専門医

- (1) 小児科専門医試験（筆記・面接）を令和6年9月7日（土）、8日（日）に実施する。
- (2) 小児科専門医更新
 - ①新専門医制度更新申請を令和6年3月に受付け、審査のうえ、日本専門医機構とともに認定する。
 - ②日本小児科学会認定の専門医制度更新申請を令和6年3月及び9月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (3) 認定小児科指導医の申請・更新申請を令和6年3月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (4) 小児科専門医研修施設・同支援施設の申請・更新申請を令和6年3月及び9月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (5) 小児科領域専門研修プログラムの一次審査を行う。

4. 委員会

本学会の事業（調査研究、学術集会・講習会・フォーラム等の開催、機関誌の発行、専門医制度の運営、関係機関への要望書の提出、小児医学・医療に関する情報発信、提言作成、その他）を遂行するために委員会は活動し、必要に応じて会議を開催する。

5. 本学会の目的達成のため、国・官公庁、国内外の医学・医療関係団体との協力、協議を行う。

6. 表 彰

日本小児科学会学術研究賞、日本小児科学会小児保健賞の表彰を行う。

7. 地区小児科学会の活動を支援する。

8. 総 会

令和6年4月に通常総会を開催し、令和5年度決算、ほかの議案について審議する。

9. 理事会

理事会を年4回以上、開催する。

10. 執行役員会議

緊急案件、その他を審議するため、会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、監事による執行役員会議を年2回以上、開催する。

11. 地区代議員会

理事会からの諮問事項等を審議するため、各地区代議員会を開催する。

以上